

第 2 章 海上災害対策計画

第1節

海上災害予防対策

【本庁】全部等

【関係機関】

- ・国（福島海上保安部、小名浜港湾事務所）
- ・県（危機管理部、いわき地方振興局、小名浜港湾建設事務所）、警察本部（いわき中央、東、南警察署）
- ・県沿岸排出油防除協議会
- ・（一社）いわき市医師会、（一社）いわき市歯科医師会、（一社）いわき市病院協議会、（一社）いわき市薬剤師会

1 計画の目的

海上における船舶の座礁、衝突、火災、沈没等の災害、これらの災害に伴いまたは陸上施設からの大量排出油事故及び排出油の火災（以下、本計画において「海上災害」という。）を予防し、被害の軽減を図るための対策について定めるものとする。

なお、石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号）に基づく石油コンビナート等特別防災区域に係る防災に関しては、福島県石油コンビナート等防災計画に定めるところによる。

2 予防対策

(1) 海上交通の安全確保

ア 福島海上保安部は、海図、水路書誌等水路図誌の整備を図るとともに、水路情報、航行警報、気象通報など船舶交通の安全に必要な情報提供体制を整備する。

イ 福島海上保安部は、船舶に対し、船舶安全法、港則法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律など船舶の安全及び海上災害の予防に関する法令の遵守について指導監督する。

(2) 連携体制の強化

ア 福島海上保安部は、大規模な海難事故に備え、情報収集及び整理等の体制整備を図り、関係機関との連携体制を強化する。

イ 県または市は、海上災害が隣接市町や茨城県に及ぶ場合があるため、当該自治体との応援協力体制の整備を図る。

ウ 県または市は、災害時応援協定に基づき迅速な対応が行われるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じて災害対応業務に習熟しておく。

(3) 防災資機材等の整備

- ア 福島海上保安部は、海上災害対応を的確かつ効果的に行うため、救難用機材、消防用資機材及び排出油等防除用資機材等の整備に努める。
- イ 県及び県警察本部は、化学消火薬剤等消火機材及びオイルフェンス、油処理剤、油吸着材等の排出油防除用資機材の整備に努める。
- ウ 県警察本部は、海上災害対応を的確に行うため、警備用装備資機材等の整備に努める。
- エ 市（消防本部）は、海上災害が発生した場合の消火活動及び救助・救護活動を行うため、消防用資機材、化学消火薬剤等消火機材及びオイルフェンス、油処理剤、油吸着材等の排出油防除用資機材の整備に努める。
- オ 船舶所有者、荷主、荷受人等は、オイルフェンス、油処理剤等の排出油防除用資機材及び化学消火薬剤等消火機材等の備蓄に努める。

(4) 防災情報通信網等の整備

市は、迅速かつ的確に災害情報等を沿岸地域の住民や防災関係者等に周知するため、防災行政無線（同報系、移動系）、衛星携帯電話、防災メール、緊急速報メールなど特性の違う複数の手段の情報伝達手段の導入、整備を図る。

① 市防災行政無線施設の整備

海上災害の情報や避難指示等の内容を沿岸地域の住民等に迅速かつ的確に周知または伝達するため、屋外拡声子局の整備を行うほか、各防災関係機関や公共施設には戸別受信機を、また自主防災組織の代表や民生委員には防災ラジオを貸与する。

② 移動系無線の整備

災害対策本部と災害現場や各避難所等との双方向通信手段を確保し、被害や避難状況などの情報を迅速かつ的確に収集、伝達するため、移動系防災行政無線を整備する。

③ 衛星携帯電話の整備

災害対策本部と防災関係機関等との双方向通信手段を確保するため、衛星携帯電話を整備する。

④ 携帯電話のメール機能の活用

海上災害の発生や避難指示等の発令情報を市民等に迅速に周知または伝達するため、携帯電話の緊急速報メール（エリアメール）機能や防災メールにより配信する。

⑤ FMいわきへの緊急割込み放送の実施

（株）いわきコミュニティ放送との協定に基づき、海上災害の発生に伴う避難指示等の緊急情報について、FMいわきへ緊急割込み放送を行う体制を整備する。

⑥ 停電対策

商用電源停電時も通信設備に支障のないように、自動起動・自動切替の非常用発電設備、直流電源設備等の整備に努める。

(5) 救助・救援及び医療救護体制の整備

市及び防災関係機関は、海上災害により多数の負傷者が発生した場合を想定し、救急・救助体制及び医療救護体制を整備し、被害の軽減を図るために必要な措置を講じる。

① 医療関係団体等の役割

医療機関及び医療関係団体等は、県、市、他の医療機関及び医療関係団体等と連携して、海上災害発生時における円滑な傷病者の受入や医療従事者の確保対策に努めるほか、医療器材や医薬品の確保に努める。

② 県の役割

- ア 救急医療連絡体制の確立（災害拠点病院の指定等）
- イ 救急救命士の救命技術の高度化
- ウ 緊急消防援助隊の受援体制の整備
- エ 医療器材等の供給に係る協定締結
- オ 福島県消防防災ヘリコプターの運用に係る連絡体制等の確立

③ 防災関係機関の役割

医療救護活動を迅速かつ的確に行うため、市、医療機関や市医師会、市歯科医師会、市病院協議会、市薬剤師会などの医療関係団体等が連携できるよう、平時から情報の共有を図り、協力体制の確立に努める。

④ 市の役割

- ア 同時多発火災が発生した場合を想定した救出体制を検討する。
- イ 迅速かつ適切な救急・救助活動を実施するため、地域で活動中の消防団員と消防本部が直接連絡できる通信を確保するとともに、連絡体制を整備する。
- ウ 医療機関との連携体制
多数の負傷者が発生した場合の救急搬送を、迅速かつ的確に行うため、市医師会や市病院協議会等との連携により、各医療機関における医師及び看護師等の緊急招集体制を整備し、救急搬送者の受入体制を確保する。
- エ 医療器材等の供給支援体制の確保
日本赤十字社福島県支部、市医師会など医療関係団体、関係業者等と連携し、医療器材等の供給支援体制の整備を図る。
- オ 広域消防相互応援の要請及び受援
消防本部は、県内広域消防相互応援協定及び近隣消防本部との相互応援協定等に基づく応援部隊の受援を円滑に行い、応援消防部隊の的確な活動管理及び指揮が行うことができるよう体制を整備する。
- カ 緊急消防援助隊の要請及び受援
消防本部は、**いわき市緊急消防援助隊受援計画**に基づき、緊急消防援助隊応援部隊の円滑な受入れ及び的確な活動指揮が行うことができるよう体制を整備する。

(6) 福島県沿岸排出油防除協議会の活動

ア 福島海上保安部は、沿岸に油が漂着または漂着のおそれがある場合の防除活動を推進するため、福島県沿岸排出油防除協議会（以下「防除協議会」という。）の体制充実に努める。

イ 市は、油排出時の防除活動等を推進するため、**など**各種協議会等の運営に協力し、災害時に関係機関が連携して対応できるよう努める。

(7) 防災訓練の実施

福島海上保安部、市及び防災関係機関は、海上災害を想定した実践的な防災訓練の実施に努める。

第2節

海上災害応急対策

【災対本部】 全部 【地区本部】 総務班、避難所班、消防班

【関係機関】

- ・ 国（福島海上保安部、小名浜港湾事務所）
- ・ 県（危機管理部、いわき地方振興局、小名浜港湾建設事務所、水産海洋研究センター）、警察本部（いわき中央、東、南警察署）
- ・ 県沿岸排出油防除協議会
- ・ 防災関係機関、（一社）いわき市医師会、（一社）いわき市歯科医師会、（一社）いわき市病院協議会、（一社）いわき市薬剤師会

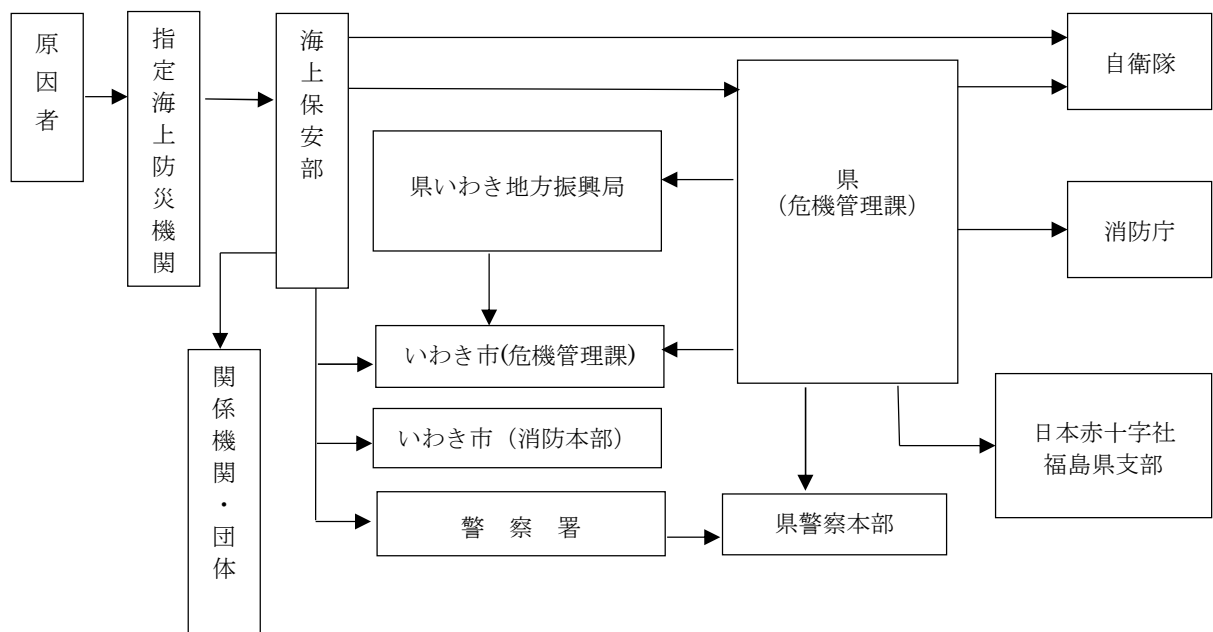
1 災害情報の収集伝達

(1) 災害情報の収集

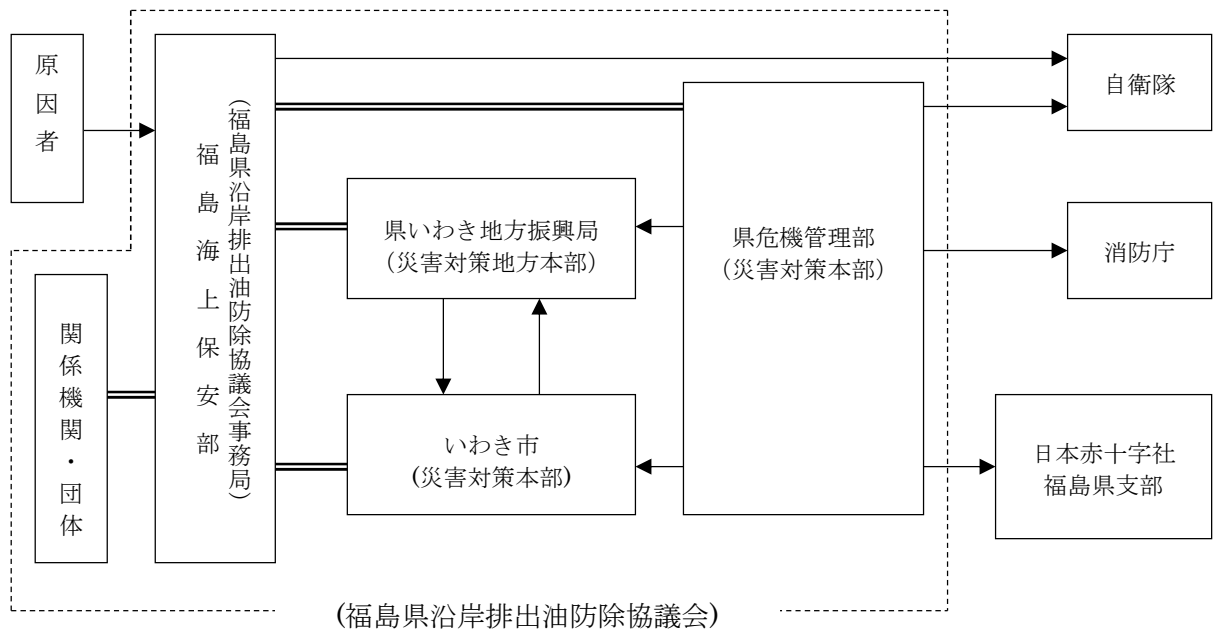
- ア 海上災害が発生した場合、事故原因者は、ただちに福島海上保安部に連絡する。
- イ 連絡を受けた福島海上保安部は、船舶、ヘリコプター等により災害情報を収集し、県、市及び防災関係機関等に連絡する。
- ウ 災害対応に係る関係者相互の情報伝達系統については、以下の図による。

【海上災害情報伝達系統】

I 災害の初期情報体系



II 災害対策本部設置後の体系



※ 〓 は、福島県沿岸排出油防除協議会の構成機関・団体の伝達系統

※ この図の矢印は、発災初期の情報伝達ルートを示すものであるため、関係機関は応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

エ 地区本部は、発災初動期における被害情報を集約し、災対統括部に報告する。

オ 災対統括部は、災害対策本部で被害状況が十分把握できない場合であっても、ただちに第一報を別表1「消防庁への火災・災害等即報基準」(P18 参照)に準じ、いわき地方振興局を通じて県(危機管理課)へ報告する。また、別表2「消防庁への直接即報基準」(P20 参照)に該当する火災・災害等を覚知したときは、第一報を県(危機管理課)に対してだけでなく、総務省消防庁に対しても、原則として30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後も引き続き報告を行う。

カ 消防本部は、初動時に火災が多発あるいは多数の死傷者が発生した場合、その状況をただちに総務省消防庁及び県(危機管理課)に報告する。

キ 災対統括部は、避難所を開設したとき、あるいは自主的に避難所が開設されたときは、避難者数、避難所の状況などの情報を収集する。

(2) 災害情報の伝達

市は、災害関連情報等を集約し、防災関係機関、報道機関、ライフライン・公共交通機関に逐次周知する。

市民に対しては、次の方法により、それぞれのニーズに対応した効果的な情報伝達に努める。

ア 防災行政無線(屋外拡声子局、戸別受信機)による情報伝達

イ 防災行政無線電話応答サービスによる情報伝達

- ウ ラジオ（FMいわきへの緊急割込み放送を含む。）
- エ 被災地から全国へ情報発信できるホームページの活用
- オ 携帯メール（緊急速報メールや防災メール）による情報伝達
- カ SNSを活用した情報発信
- キ サイレン等による情報伝達
- ク テレビのデータ放送（Lアラートの活用）

2 活動体制の確立

(1) 福島海上保安部の活動体制

災害の状況に応じて、すみやかに情報収集体制の確立、対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、船舶の乗組員等の捜索、救出・救助に必要な措置を講じる。

(2) 県の活動体制

ア 災害の状況に応じて、情報収集・連絡、応急対策等を円滑に実施するため、事前配備体制、警戒配備、特別警戒配備へ移行し、職員の動員配備を行うなど必要な措置を講じる。

イ 災害の規模または被害の状況等から、必要があると認める場合は、災害対策本部及び現地災害対策本部を設置する。

(3) 市の活動体制

① 災害対策本部・地区本部の設置

ア 設置基準

市長は、市の地域で海上災害が発生し、必要と認めたときは、災対法第 23 条の 2 に基づく災害対策本部を、また沿岸地域の支所には災害対策地区本部を設置する。

職員の配備体制と配備内容は、以下のとおりとする。ただし、災害の特殊性を考慮し、本部長の指示により配備編成計画の人員によらない配備ができるものとする。

		配 備 内 容		
		配備時期	参集職員	災害対策本部
配 備 体 制	警 戒 体 制	海上災害発生 の連絡を受 けたとき	危機管理部長	各部各支所の連絡を密にし、災害対策本部第 1 配備体制に円滑に移行できる体制とする。
			危機管理部次長	
			危機管理課長	
			災害対策課長	
			部等非常連絡員（総合政策部、総務部、保健福祉部、こどもみらい部、生活環境部、農林水産部、産業振興部、土木部、教育委員会、消防本部）	
			危機管理部（危機管理課、災害対策課、原子力対策課）	
			総合政策部（広報広聴課）	
			土木部（河川課）	
			その他各部長が指名する者	
			災害対策地区本部（総務班）	

第1 配備 体制	海上災害に伴い、避難指 示を発令したとき	(上記に加え) 市長 副市長 総務部長 保健福祉部長 こどもみらい部長 生活環境部長 農林水産部長 産業振興部長 土木部長 教育部長 危機管理課、災害対策課及び原子力対策課の全職員 各部長が指名する者 地区本部長・副本部長及び各班長並びに避難所班員	海上災害の規模により、 必要があれば地震・津波 に係る災害対策本部の第 2、第3配備体制に準じ て災害対応に必要な職員 を参集する。
----------------	-------------------------	---	---

※ 災害対策地区本部については、沿岸地域を管轄する地区（平、小名浜、勿来、四倉、久之浜・大久）に限る。

イ 職員の参集時期

- a 警戒体制については、海上災害発生の連絡を受けたとき
- b 第1配備体制については、市長が必要と判断したとき

ウ 災害対策本部等の設置場所

- a 災対本部は、市役所本庁舎に設置する。
- b 本部長は、必要と認めるときは、現地対策本部を設置するものとし、副本部長の中から本部長が指名するものが現地対策本部長の任務にあたる。
- c 地区本部は、本庁舎または文化センター（平地区本部）若しくは各支所庁舎に設置する。

エ 廃止基準

市長は、災害復旧対策が概ね完了したと認められたときは、災対本部、現地対策本部及び地区本部を解散する。

オ 設置及び廃止の通知

市長は、災対本部、現地対策本部及び地区本部を設置し、または廃止したときは、県知事、防災会議構成機関及びその他関係機関にその旨を通知する。

カ 指揮命令の順位

災害対策を実施する上で、指揮命令権者（本部長：市長）が不在の場合は、次の順位により指揮命令を確立する。

- 第1順位 副市長（危機管理部担当）
- 第2順位 副市長
- 第3順位 代表監査委員
- 第4順位 教育長
- 第5順位 危機管理部長

キ 災害対策地区本部

地区本部長は、災害対策を実施する上で、緊急事態等で災害対策本部に連絡するいとまがないとき、あるいはできない場合は、自らの判断により応急対策を実施する。

地区本部長が不在の場合は、副本部長となる支所次長または消防署長等が指揮命令を行う。

ク 緊急時の措置

緊急に災害対策を実施しなければならない場合において、指揮命令権者の指示を受けられないとき、またはそのいとまがないときは、当該現場における最上席の職員の判断により実施し、事後、指揮命令権者に報告するものとする。

② 避難所の開設

市長は、災害の状況に応じて、施設管理者、自主防災組織等と協働で避難所の開設を行う。避難所に配備する職員は、本部長または地区本部長があらかじめ指示する職員とし、「避難所運営マニュアル」に基づき、避難所の開設、避難者の収容、負傷者の救護及び地区の被害状況の調査を行う。

③ 相互応援協力

市長は、市の消防力では十分な応急措置の実施が困難と判断したときは、応援協定締結自治体に対し応援を要請する。

④ 自衛隊の災害派遣要請

市長は、排出油が陸上に漂着または漂着のおそれがある場合に、人命救助及び被害の拡大を防止するために必要があると判断したときは、いわき地方振興局を経由して知事に自衛隊の派遣要請をするよう求める。

(4) 関係事業者の活動体制

海上運送事業者をはじめとする民間事業者（以下「関係事業者」という。）は、海上災害発生後すみやかに初期消火、延焼防止活動、油等の排出防止など災害の拡大防止のために必要な措置を講じるとともに、福島海上保安部、県警察本部、市消防本部等に対し、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等について連絡するなど、緊密な連携の確保に努める。

3 搜索、救助・救急及び医療救護活動

(1) 福島海上保安部

ア 船舶の遭難、人身事故等が発生したときは、すみやかに巡視船艇、ヘリコプター等による搜索活動を行う。

イ 船舶火災又は海上火災が発生したときは、すみやかに巡視船艇等による消火活動を行うとともに、必要に応じて市消防本部など関係機関に応援を要請する。

ウ 危険物が排出されたときは、周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災の発生防止に努めるとともに、航泊船舶を移動させる等の措置を講じる。

(2) 県、県警察本部

ア 市長から要請があったときは、消防防災ヘリコプターやドクターヘリによる搜索、救

助、消火、偵察等を実施する。

イ 県警察本部は、海上保安部や消防本部等と連携し、救出救助活動を行うほか、災害の拡大防止及び交通の確保のため、住民等の避難誘導、交通規制など必要な措置を講じる。

ウ 市長から要請があったときは、自衛隊に対し災害派遣を要請する。

(3) 市

① 搜索、救助・救急及び医療救護活動

災対消防部は、福島海上保安部、県警察本部等と連携を図りながら、保有する資機材を活用して負傷者の救助を行うほか、水難救護法に基づき遭難船舶の救護活動に協力する。

② 消火活動

災対消防部は、火災発生連絡を受けたときはただちに福島海上保安部に通報するとともに、すみやかに火災の状況を把握して迅速に消火活動を行う。

なお、消防本部と福島海上保安部は、船舶火災の消火活動に関し「海上保安庁の機関と消防機関の業務協定の締結に関する覚書」を締結している。

4 海上交通の確保（福島海上保安部）

(1) 海上交通の確保

船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に運航できるよう努める。

(2) 危険物の保安措置

ア 危険物積載船舶については、必要に応じて移動を命じ、または航行の制限若しくは禁止の措置を講じる。

イ 危険物荷役中の船舶については、荷役の中止等事故防止のための必要な指導を行う。

ウ 危険物施設については、危険物排出等の事故防止のための必要な指導を行う。

(3) 警戒区域の設定

ア 人の生命または身体に対する危険を防止するため、必要があると認められるときは、災対法第63条第1項及び第2項の定めるところにより警戒区域を設定し、船舶等に対し区域外への退去及び入域の制限または禁止の指示を行う。

イ 警戒区域を設定したときは、ただちに市に通知する。

5 交通規制措置

ア 県警察本部は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、必要な措置を講じる。

イ 県公安委員会は、災害応急対策を行うため緊急の必要があると認めるときは、現場周辺道路の管理者に対し、災対法第76条の7各項に基づく措置を講じるよう要請する。

6 危険物等の大量排出に対する応急措置

(1) 原因者等の措置

排出油等の拡散防止、除去等の防除措置をすみやかに講じるとともに、回収された油等廃棄物の処理をすみやかに行う。

(2) 福島海上保安部の措置

ア 海上に大量の油等が排出されたときは、巡視船艇及びヘリコプター等により排出油等の状況、防除作業の実施状況等を総合的に把握し、原因者に対し防除作業について必要な指導を行う。

イ 緊急に防除措置を講じる必要があると認められるときは、指定海上防災機関に防除措置を講ずべきことを指示し、または巡視船艇等により応急の防除措置を実施する。

ウ 排出油等が沿岸に漂着または漂着のおそれがあるときは、自ら防除を行う等被害を最小限に食い止める措置を講じるとともに、防除協議会に総合調整本部を設置し、原因者、指定海上防災機関等を含め対策について協議調整を行う。

(3) 県の措置

① 県（危機管理部、農林水産部、土木部）

ア 県有船舶の出動及び備蓄資機材の活用

海上災害の拡大を防止するため、必要に応じて県有船舶を出動させ、防除活動に協力するとともに備蓄資機材を関係機関に提供する。

イ 防除協議会への参画

防除協議会に総合調整本部が設置されたときは、職員を派遣し防除活動の調整に参画する。

ウ 沿岸地先海面の監視

排出油等の漂着または漂着が予想される沿岸地先海面の巡回監視を行う。

エ 漂着した油等の除去

船舶の事故等により排出油等が海岸に漂着した場合、原因者その他の防除義務者に対し必要な措置を講じるよう要請するとともに、必要に応じ港湾・漁港施設、河川等の漂着油の除去作業を行う。

また、海岸等から除去した油等の最終処分確認等を行う。

② 県警察本部

ア 油等の大量排出等が発生したときは、航空機、船舶等により沿岸における警ら活動を行い、漂着物の状況を把握するための沿岸調査及び警戒監視活動を行う。

イ 油等の大量排出事故等が発生したときは、関係機関と連携を密にし、地域住民の避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制等を行う。

(4) 市の措置

① 防除活動への協力等

災対消防部は、海上災害の拡大を防止するため、必要に応じ防除活動に協力するとともに、備蓄資機材を関係機関に提供する。

② 沿岸地先海面の監視

災対消防部は、排出油等の漂着及び排出油火災が沿岸に及ぶおそれのある地先海面の巡回監視及び警戒にあたる。

③ 防除協議会への参画

災対統括部（危機管理課長）及び災対消防部（消防本部警防課長）は、防除協議会に総合調整本部が設置されたときは、総合調整本部に参集し、防除活動の調整に参画する。

④ 漂着油等の応急処理

漂着油等により海岸が著しく汚染されるおそれがある場合は、必要に応じて漂着油の除去作業等応急措置を行う。

(5) 関係団体等の措置

① 排出油等の防除

福島県漁業協同組合連合会等の防除協議会会員は、職員を総合調整本部に派遣し防除活動の調整に参加する。

② 防除活動への協力

オイルフェンス、油処理剤、油吸着材等の排出油防除用資機材及び化学消火薬剤等の消火機材を保有する関係事業者、関係団体は、原因者等から協力要請があったときは協力を努める。

③ 指定海上防災機関

海上災害の発生及び拡大の防止のための措置を実施する指定海上防災機関は、福島海上保安部から指示を受けた場合または原因者から委託を受けた場合は、排出油等の防除措置をすみやかに実施する。

7 災害広報

市（災対総合政策部広報班）は、県や関係機関等と連携し、排出油等が漂流または漂着のおそれがある沿岸地域の住民に対し、海上災害の発生状況、避難の必要性、周辺道路等の交通規制、火器使用の制限または禁止等の危険防止措置の内容などきめ細かな情報を防災行政無線、テレビ（Lアラートを活用したデータ放送を含む。）、ラジオ（FMいわき緊急割込み放送を含む。）、ホームページ、防災メール、SNS等の多様な手段を活用して伝達を行う。

8 二次災害の防止（福島海上保安部）

船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関等との連絡手段、船舶の安全航行に必要と思われる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。

別表1 消防庁への火災・災害等即報基準

火災・災害等 区分		即報基準		
災害 即報	個別 基準	災害	一般基準	<ul style="list-style-type: none"> ○災害救助法の適用基準に合致するもの ○県または市が災害対策本部を設置したもの ○災害が2県以上にまたがるもので1の県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの ○気象業務法第13条の2に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの ○自衛隊に災害派遣を要請したもの ※一般基準に該当しない場合であっても、次の個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。
			地震	<ul style="list-style-type: none"> ○県又は市の区域内で震度5弱以上を記録したもの ○人的被害又は住家被害を生じたもの
			津波	<ul style="list-style-type: none"> ○津波警報又は津波注意報が発表されたもの ○人的被害または住家被害を生じたもの
			風水害	<ul style="list-style-type: none"> ○崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害または住家被害を生じたもの ○洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの ○強風、竜巻などの突風により、人的被害又は住家被害を生じたもの
			雪害	<ul style="list-style-type: none"> ○積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの ○積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの
社会的影響基準			<ul style="list-style-type: none"> ○一般基準、個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること 	
火災等 即報	個別 基準	火災	一般基準	<ul style="list-style-type: none"> ○死者が3人以上生じたもの ○死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの ○自衛隊に災害派遣を要請したもの ※一般基準に該当しない場合であっても、次の個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。
			建物火災	<ul style="list-style-type: none"> ○特定防火対象物で死者の発生した火災 ○高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの ○大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災 ○特定違反對象物の火災

		<ul style="list-style-type: none"> ○建物焼損延べ面積 3,000 平方メートル以上と推定される火災 ○他の建築物への延焼が 10 棟以上又は気象状況等から勘案して概ね 10 棟以上になる見込みの火災 ○損害額 1 億円以上と推定される火災
	林野火災	<ul style="list-style-type: none"> ○焼損面積 10 ヘクタール以上と推定されるもの ○空中消火を要請又は実施したもの ○住宅等へ延焼するおそれがあるもの
	交通機関の火災	<ul style="list-style-type: none"> ○航空機火災 ○タンカー火災 ○船舶火災であって社会的影響度が高いもの ○トンネル内車両火災 ○列車火災
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ○以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等（例示） <ul style="list-style-type: none"> ・ 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災
	石油コンビナート等特別防災区域内の事故	<ul style="list-style-type: none"> ○危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故（例示） <ul style="list-style-type: none"> ・ 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故 ○危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの ○特定事業所内の火災（危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故以外のもの）
	危険物等に係る事故	<ul style="list-style-type: none"> ○危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> ※石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く ・ 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの ・ 負傷者が 5 名以上発生したもの ・ 周辺地域の住民等が避難行動を起したものの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの ・ 500 キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故 ・ 海上、河川への危険物等流出事故 ・ 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ○可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの ○消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故
社会的影響基準		<ul style="list-style-type: none"> ○一般基準、個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること

救急・救助事故即報	<p>○死者 5 人以上の救急事故</p> <p>○死者及び負傷者の合計が 15 人以上の救急事故</p> <p>○要救助者が 5 人以上の救助事故</p> <p>○覚知から救助完了までの所要時間が 5 時間以上の救助事故</p> <p>○消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故</p> <p>○消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故</p> <p>○自衛隊に災害派遣を要請したもの</p> <p>○上記に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。）</p> <p>（例示）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故 ・ バスの転落による救急・救助事故 ・ ハイジャックによる救急・救助事故 ・ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故 ・ 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故
-----------	---

別表 2 消防庁への直接即報基準

区分		即報基準
火災等即報	交通機関の火災	○別表 1 交通機関の火災のとおり
	石油コンビナート等特別防災区域内の事故	○危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故 ○危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの
	危険物等に係る事故	<p>○死者（交通事故によるものを除く）または、行方不明者が発生したもの</p> <p>○負傷者が 5 名以上発生したもの</p> <p>○危険物等を貯蔵しまたは取り扱う施設の火災・爆発事故で当該工場等の施設内または周辺で 500 平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの</p> <p>○危険物等を貯蔵しまたは取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海上、河川へ危険物が排出し、防除・回収等の活動を要するもの ・ 500 キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等 <p>○市街地または高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの</p> <p>○市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災</p>

<p>救急・救助事故即報</p>	<p>○死者及び負傷者の合計が 15 人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故 ・バスの転落等による救急・救助事故 ・ハイジャックによる救急・救助事故 ・映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故 ・その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの
<p>災害即報</p>	<p>○地震が発生し、市域内で震度 5 強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）</p> <p>○災害により死者又は行方不明者が生じたもの</p>

